

## 第31回関東森林管理局国有林野管理審議会 議事要旨

I 日 時 令和3年11月30日(火) 13:30~15:30

II 場 所 関東森林管理局 大会議室

III 出席委員 別紙のとおり

### 1. 「野馬追いの里風力発電事業」の貸付けについて(第1号)

- ・新しいマニュアルに沿って行われる審議会の位置付け及び委員の役割について。

(答) 風力・地熱マニュアル別表5に記載のある項目について審議するとともに忌憚のないご意見を願います。

- ・森林管理局において事前に書類の確認したのであれば、要件を満たすものかどうかを判断した根拠を提示してほしい。

(答) 提出のあった資料は事務局にて確認を行っており、その要約版を作成したが次回の審議会の運営からは、より判断しやすい資料作成を検討する。

- ・貸付けの期間及び原状回復等の考え方について。

(答) 貸付け期間は問題がなければ3年毎に事業が終了するまで更新される見通し。また事業終了時は基本的に元の森林の状態に戻すことになるが、国有林事業で林道等に使用できるものはそのまま引き受ける場合もある。

- ・文化財保護法の手続き、地域振興策について。

(答) 文化財については、事業者が福島県教育庁との協議とり調整済みである。地域振興策については、地域の実情に沿った地域振興計画が作成され、イベントへの参加や地域インフラの維持向上の支援策等が提案されている。

1号議案については異議なし

### 2. 「神楽山風力発電事業」の貸付けについて(第2号)

- ・環境影響評価の方法書の段階と準備書の段階で区域が縮小されているが理由について。

(答) 搬入路を新たに作設する予定であったが、既存の林道を使用することにより事業区域が縮小された。

- ・干害防備保安林内に風車が3基計画されているがその影響について。

(答) 保安林の解除申請時に、災害防止や環境への影響がないか代替施設が適切に配置してあるか等の審査が行われる。

2号議案については異議なし

### 3. 「(仮称) 須賀川風力発電事業」の貸付けについて(第3号)

- ・地元から一部反対意見への対応について。

(答) 当初、反対意見があったが、その後調整されて地元行政区の総意としては、賛成となっている。

・風車の3号, 4号, 5号基の予定地の現況について。

〔 (答) 採草放牧地として貸付けしている箇所で、借受け者からの同意は得られている。 〕

3号議案については異議なし

4. 「(仮称) 三森峠風力発電事業」の貸付けについて (第4号)

・貸付けの相手方として親会社は実績があると思うが、申請人である子会社の実績について。

〔 (答) 信用面を担保するものとして、貸付料及び原状回復措置について連帯保証契約を締結する予定。 〕

・地元同意は、行政区の同意ではなく、市町村長と協定を締結することが望ましい。

〔 (答) 地元同意については、行政区ではなく市町村長の同意を証する書類を求めている。 〕

・緑の回廊内への生態系への配慮について。

〔 (答) 森林生態系への配慮に務める事を前提として、事業を実施する事はやむを得ないと保護林管理委員会において判断された。 〕

・開発に伴い災害が発生するようなことはないか。

〔 (答) 災害の防止及び復旧に関する措置は、契約条項により事業者において実施することになる。 〕

・地元同意がまだのようだが最優先事項ではないか。

〔 (答) 市町村長の同意については、現在調整中とのこと。今後地元市町村との調整を適切に実施していくことが前提となる。 〕

・隣接する三森遺跡への配慮について。

〔 (答) 三森遺跡は埋蔵文化財包蔵地であり、未知の文化財が存在する可能性があることから、当該遺跡に影響が及ぶことがないようにと福島県から意見が出されている。 〕

4号議案については市町村との調整を適正に実施することを条件に異議なし